

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

マイナンバーとは

- 町民の皆さん一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が付けられます
- 数字のみで構成される12桁の番号で、原則変わることはありません
- 10月以降、郵送により通知されます

マイナンバーの使い方

平成28年1月以降、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、マイナンバーを記載することとなります。また、税や社会保険の手続きでは、勤務先に提示して、源泉徴収票や健康保険の届け出にマイナンバーを記載することとなります。

マイナンバーのメリット

- 各種申請時に必要な所得証明書などの書類の添付を省略できるようになり、行政手続きが簡素化されます【利便性の向上】
- 所得や福祉サービスの受給状況などを、正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人へのきめ細やかな支援を行うことができます【公平・公正な社会の実現】

個人情報の保護

- 社会保障、税、災害対策の分野での手続きのために提供する場合を除き、他人のマイナンバーを不正に入手することやマイナンバーを含んだ個人情報を不当に提供することは処罰の対象となります

- マイナンバーを含む個人情報ファイルを保有する場合、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測して、情報漏えいなどの危険性を分析し、その危険性を軽減するための評価（特定個人情報保護評価）を実施します
- マイナンバーを含む自分の個人情報がネットワーク上でやりとりされた記録などを、自宅のパソコンなどから確認できるようになります（国がシステムを構築しています）

個人番号カード

- 平成28年1月以降、希望する方に「個人番号カード」を交付します。個人番号カードは身分証明書としての利用やマイナンバーの確認などの際に利用されます
- 個人番号カードに搭載されるICチップには、「マイナンバー」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」などが記録されていますが、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません

マイナンバー制度に関する詳細・問合せ

- 社会保障・税番号制度ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 事業者向けマイナンバーガイドライン（特定個人情報保護委員会）
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
- コールセンター（通話料がかかります）
☎ 0570-20-0178（日本語）
☎ 0570-20-0291（英語）
- 受付時間 9時30分～17時30分
※土・日・祝日・年末年始を除く

「こども園」建設現場見学会を開催します

平成28年4月に開園予定の「こども園」建設現場の見学会を、町民の皆さんを対象に開催します。

今回の見学会以降は、屋根や壁がつかますので、内部構造などは今回の見学会時のみご覧いただけることとなります。

事前申し込みは不要ですので、ぜひ、お越しください。

- と き
8月28日(金) 13時30分～14時30分
8月29日(土) 10時～11時

- ところ こども園建設現場（幼稚園・保育園グラウンド地）
集合場所：建設現場役場側ゲート

- 内 容
建設状況の説明、園内の教室などの配置・内部構造などの見学
- その他
・雨天でも行いますが、見学時において危険性のある天候などの場合は、中止することもありますのでご了承ください。
- ・車でお越しの際は、役場か公民館の駐車場をご利用ください。
- ・こども園完成後の来年3月頃にも施設見学会を予定しています。
- 問合せ
建設課 ☎ 47-2118 役場1階 窓口4番
幼稚園 ☎ 47-2622

訓子府町人事

◇ 町

7月1日付

■ 総務課

▽ 情報管理係長兼広報広聴係長兼交通防災係長（総務課情報管理係長）
中村隆広

▽ 庶務係主任兼交通防災係（総務課庶務係主任兼広報広聴係）小倉 忠

▽ 職員係主任兼情報管理係（総務課職員係主任兼交通防災係）可知英俊

▽ 広報広聴係兼交通防災係兼庶務係（総務課広報広聴係兼交通防災係）
中島遥奈

■ 建設課
▽ 建設課長（教育委員会管理課長兼給食センター所長） 山内啓伸

■ 上下水道課
▽ 上下水道課長（上下水道課長併任建設課長） 遠藤琢磨

◇ 教育委員会 7月1日付

■ 教育委員会

▽ 管理課長兼給食センター所長（議会議務局長併任監査委員事務局書記長）森谷 勇

◇ 議会 7月1日付

■ 議会議務局長・監査委員事務局

▽ 議会議務局長併任監査委員事務局書記長（総務課長補佐兼広報広聴係長兼交通防災係長） 夏井宏樹

第5回臨時町議会

平成27年第5回臨時町議会が、6月30日に開催され、1件の議案が原案どおり可決されました。
○ 財産の取得
ごみ収集車を一台購入することを議決しました。



今年の敬老祭は9月4日(金)に開催します

町主催の敬老祭は今年で64回目となります。今年も踊りや歌の余興と料理で招待者の皆さんのお祝いをさせていただきます。

招待者につきましては、会場となる公民館の広さにも制限があることから、右の表に該当する皆さんをご案内させていただき、8月初旬には出席確認のための往復はがきを郵送しますので8月13日(木)までに返送をお願いします。

また、当日会場で配布する「しおり」には出席される方の住所と氏名を掲載しますが、掲載の可否については事前確認が必要となりますので、往復はがきがお手元に届きましたら、氏名と住所の掲載を希望しない方は「掲載しない」欄に○を記入してください。

「掲載を希望しない」と意思表示がない方は、同意をいただいたものとして名簿に掲載させていただきますのでご了承ください。（※名簿が掲載された「しおり」は、参加者および来賓、ボランティア、町の関係者にのみ配布しています）

敬老祭では、たくさんの皆さんのご出席をお待ちしています。
※くねっぶ静寿園に入所されている方は、例年どおり静寿園で開催される敬老会でお祝いをします。

第64回敬老祭招待者

節 目	生まれた年	
新規招待者	数え年 75 歳	昭和 16 年生まれの方
喜寿 77 歳	数え年 77 歳	昭和 14 年生まれの方
傘寿 80 歳	数え年 80 歳	昭和 11 年生まれの方
半寿 81 歳	数え年 81 歳	昭和 10 年生まれの方
橋寿 84 歳	数え年 84 歳	昭和 7 年生まれの方
米寿 88 歳	数え年 88 歳	昭和 3 年生まれの方
卒寿 90 歳	数え年 90 歳	大正 15 年、昭和 1 年 生まれの方
珍寿 95 歳	数え年 95 歳	大正 10 年生まれの方
白寿 99 歳	数え年 99 歳	大正 6 年生まれの方
100 歳以上の方	大正 5 年 12 月 31 日 までに生まれた方	